

なお、手話通訳者派遣事業を行なっている社会福祉協議会からは、手話通訳者が非常に少ないため、手配が非常に難しいこと、ライブ映像での手話通訳については録画映像としても残ることになり間違えた場合に修正ができないことに抵抗があることが問題点として挙げられております。

次に中継映像と文字化情報を併用する場合についてです。

ライブ映像とは別にリアルタイムに音声を文字変換した内容をインターネット配信する場合がありますが、リアルタイム反訳委託料及びスマートフォン等を使用した音声伝送の費用として年間11,534,400円と試算しております。

また、録画映像につきましては、映像の横に会議録を表示させるイメージとなりますが、経費として345,600円を見込んでおります。

こちらにつきましては、現行のシステムに追加費用を出すことで対応可能とのこと。

なお、映像配信業務委託を締結している株式会社社会議録研究所からは、現状としてリアルタイム反訳を行なっている自治体はないこと、ライブ映像の中に字幕スーパーのように文字情報を表示するものではないため、別画面にて文字情報を表示する必要があることが挙げられております。

説明は以上でございます。

前原委員長

ただいまの説明も踏まえ、各会派からご意見を伺います。

■■■■■

公明

我が会派としては、川口市手話言語条例に照らしても当然導入していくべきだという考えに変わりはない。問題は費用対効果であり、事務局から見積もりが出されたので再度持ち帰るが、できることからスタートしていくことが大事だと考える。「文字化情報の導入（別配信）」の「録画映像との併用」に関しては比較的安価にスタートできるかと思うので、まずは録画中継に手話を導入し、その効果を精査しながらライブに関しては検討していくという考えである。

前原委員長

■■■■■

■■■■■

共産

そもそも手話は言語であるということからすると、資料の4つを見比べたときに大きな差がある。我が会派としては、あくまでも手話通訳導入の提案について賛成であることから、その観点からどう実現できるかということが大事である。今回出された資料については会派に持ち帰る。

前原委員長

■■■■■

■■■■■

新風

この件については、川口市手話言語条例を可決したということもあり、考え方に関しては賛成する。我が会派は障害者の団体にヒアリングを行なったが、その結果、手話通訳だけではなく様々な媒体を通じて情報の提供に努めてほしいという声をいただいた。その点では、今回資料の中で手話通訳だけではなく、文字化

情報が入っているということについては、大変心強いものである。一方で、障害者団体には経費的な問題もあるだろうという認識も示していただいた。その中で、どれだけたくさんの、きめ細かな対応ができるのかという判断になるかと思う。

ひとつだけ聞いておきたいのだが、この手話通訳を導入することにより、受益される方がどのくらいいらっしゃるのか。手話通訳を理解して映像への挿入の受益者になる方は市内にどのくらいいらっしゃるのか確認したい。

前原委員長

事務局

議事課長

受益者は把握できていないため、聴覚障害者の人数を申し上げます。

平成30年7月末現在で、川口市には1,162人いらっしゃいます。近隣ですと、戸田市は211人、蕨市は153人、さいたま市は2,741人でございます。

前原委員長

■■■■■。

■■■■■

新岡

参考になる数字ではあるが、聴覚障害を持っている方々が必ずしも手話ができるわけではない。つまり、受益者の推定については大変な検討が必要となる。いずれにしても、多様な情報の提供を行なっていくべきであるという観点で、資料を持ち帰り検討する。

前原委員長

提出会派である、■■■■■。

■■■■■

自民

まずは事務局に資料を作っていただいて感謝申し上げます。

説明を聞いていて、費用が大変かかると驚いた。今回我が会派で提案させていただいたのは、全会派のご協力のもとに昨年の6月議会で川口市手話言語条例を全会一致で可決したが、その後1年が経過しても、これといった活動ができなかったからである。本日も傍聴に来られているが、川口市聴力障害者協会から月報を取り報告を読んでいる。

皆さんすでにご存知のとおり、お隣の戸田市議会では聴力に障害のある議員が当選され、本会議、委員会等で常時2人の手話通訳者がその議員についている。そこで、我が会派で戸田市議会に年間どのくらいかかっているのか調査をしたところ、約220万円という回答をいただいた。これは埼玉聴覚障害者情報センターというところに委託をされているとのことである。また、中核市である広島県の福山市議会ではインターネット中継において手話を導入しているとのこと、そちらに問い合わせたところ、年間112万6,000円で、広島県ろうあ協会に委託をされているということであった。このような220万円や112万円を我が会派は想定しており、費用が多と感じている。

このことについては、再度会派に持ち帰り、費用対効果等を検討したいが、残りの回数が少ないため、あとは委員長に下駄を預ける。

前原委員長

新風

前原委員長

前原委員長

前原委員長

議事課長

もちろん費用対効果の検討は必要だが、聴覚障害を持っている方々が実際にどのように考えているのか、この委員会で直接話を聞くということも極めて重要である。そのような機会を作ることを提案する。

この件につきましては、各会派で微妙にご意見の相違があるようです。任期中の会議の回数が限られてきていることから、次回協議の上、意見が一致しない場合は、意見の一致に至らずと報告し、改選後の研究課題といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

— 異議なし —

それでは、そのように決定させていただきます。

また、大きな2の(1)「6月、9月、12月定例会の一般質問日における昼休憩は、正午の時点で一般質問している議員の質問・答弁全てが終了してから、概ね1時間とするものとする。なお、3月定例会の一般質問初日は、1人目が終了した時点で昼休憩とし、2人目は13時を目途に開始する。一般質問2日目の2人目が質問時間60分の場合は、2日目も同様とする。」については、平成27年度から、試行という形で実施して参りましたが、改選後については本実施していくことでいかがでしょうか。

— 異議なし —

それでは、そのように決定させていただきます。

各会派のご意見を拝聴して参りましたが、今回意見の一致を見ました大きな2の(1)「6月、9月、12月定例会の一般質問日における昼休憩は、正午の時点で一般質問している議員の質問・答弁全てが終了してから、概ね1時間とするものとする。なお、3月定例会の一般質問初日は、1人目が終了した時点で昼休憩とし、2人目は13時を目途に開始する。一般質問2日目の2人目が質問時間60分の場合は、2日目も同様とする。」、大きな5「(3) 招集通知として文書のほかにメールの配信も行う。メールは災害時の安否確認メールとすることで、有事の備えとする。文書は机上配付する。」については次回の議会運営委員会に報告し、了承を得た上で対応して参りますので、よろしくお願いいたします。

次に、平成27年7月から現在にわたり、様々な項目について協議して参りました本議会改革推進委員会につきまして、検討結果報告(案)を配付しておりますので、その内容につきまして事務局から報告をお願いします。

それでは、お手元の資料、検討結果報告の案につきまして説明いたします。

まず、1ページ、ローマ数字のI、「はじめに」には、議会改革推進委員会の設置の経緯、委員構成、検討期間などを記載しております。第2段落の1行目の

回数に記載については、現時点で本委員会が全て終了していないことから、空欄となっております。

次に、ローマ数字のⅡ、「検討項目」には、今回の議会改革推進委員会において検討すべき項目となった、「大きな1 議員報酬等について」から「大きな5 その他」までの計42項目を記載しております。

次に、3ページ、ローマ数字のⅢ、「検討結果」には、検討項目の検討の結果を、小文字のローマ数字iの「意見が一致した項目」、5ページの、小文字のローマ数字iiの「意見の一致に至らなかった項目」、6ページの、小文字のローマ数字のiiiの「取り下げとなった項目」、の3つに分類して記載してあります。

内容につきましては、確認の意味で、読み上げて参ります。

まず、3ページの、小文字のローマ数字のiの「意見が一致した項目」ですが、初めに、「1 議員報酬等について」の「(2) 費用弁償の廃止」及び「(4) 議員報酬・政務活動費・費用弁償について」は、議員報酬については特別職報酬等審議会に議論をゆだね、政務活動費及び費用弁償については減額の方で引き続き検討することとし、代表者会議にて協議することとなったものでございます。

次に、「2 本会議について」の「(1) 6月、9月、12月定例会の一般質問日における昼休憩は、正午の時点で一般質問している議員の質問・答弁全てが終了してから、概ね1時間とするものとする。

なお、3月定例会の一般質問初日は、1人目が終了した時点で昼休憩とし、2人目は13時を目途に開始する。一般質問2日目の2人目が質問時間60分の場合は、2日目も同様とする。」は、質問方法にかかわらず、平成27年12月定例会から試行する、となったものでございますが、こちらについては、先ほど本実施することで全会一致となりましたことから、その旨もこちらに記載して参ります。

次に、「(6) 一般質問中の不適切と思われる発言に対しては議事進行の徹底」は、休憩中に確認を行うことは、議事の円滑な運営に支障を来すことから、軽微な疑義については散会後に確認を行い、不適切だと思われる発言に対しては議事進行の徹底をするということで、平成29年6月定例会から適用となったものでございます。

次に、4ページに参りまして、「(7) 一般質問における発言通告書の提出期限を質問日(初日)の4日前とすること(平成29年度に試行)」は、平成29年3月定例会から1年間試行、平成30年3月定例会から本実施となったものでございます。

次に、「4 議会基本条例について」の「(1) 議会基本条例の検討について」は、条例を制定する、制定しないを含め検討することとなったものでございます。

次に、「5 その他」の「(1) 意見書の内容説明は、議会運営委員会において配付した際に行い、第1回目の小委員会は一般質問初日の昼休みに戻す。」は、市議会申し合わせ事項の「会議規則関係」大きな7の(1)を改正し、平成27年12月定例会から適用したものでございます。

次に、「(4) 傍聴する記者には、予め議長に申請すれば取材用としてのパソコン

ンの持込を許可する。」は、市議会申し合わせ事項に「傍聴規則、傍聴規程関係」の項目を追加し、本会議及び委員会でのパソコンの使用を原則許可する。タイピングの音が本会議及び委員会に支障を来す場合には、議長及び委員長から注意し、許可を取り消す場合もあるとし、平成28年9月定例会から適用となったものでございます。

次に、「(10) 川口市議会会議規則の一部改正について」は、欠席できる日数は市職員と同等の出産予定日前の7週、後の8週、議員報酬については減額なしとすることを市議会申し合わせ事項の「会議規則関係」大きな10として追加し、平成27年12月定例会より適用となったものでございます。

次に、「(11) 一部改正条例の議案の書式変更について」は、書式変更をすることで、①常任委員会審査においてより円滑な進行が見込まれること、②市民が議案を見た際に条例の改正内容が分かりやすくなること、③条例議案参考資料を配付する必要がなくなるため資源の節約が見込まれること、④改め文方式を作成する必要がなくなることから職員の事務軽減につながることを理由に「一部改正条例の議案の書式変更について」の申入書を市長あて送付したものでございます。なお、これに対する回答としては、「表現方法は、自治体ごと、省庁ごとに、様々な表現が混在しており、将来、国の法令において、統一的に新旧対照表方式を用いることとなれば、その表現方法についても一定の方針が示される可能性もあることから、当面は、改め文方式を用いる」とのことでもございました。

次に、5ページに参りまして、「(13) 議場等にペットボトル等の持込みについて」は、「議場等」には委員会室や議会公室等も含み、「ペットボトル等」にはタンブラーや水筒等も含むものとし、また、委員会室等へのペットボトル等の持込みが許可されたことに伴い、事務局職員のお茶入れを廃止し、平成29年12月定例会から実施となったものでございます。

次に、「(15) 本会議の傍聴者が写真又はビデオの撮影をする時は、一脚又は自分撮りスティックの使用を禁止すること。また、ビデオ撮影時においては、記者席にカメラを三脚で固定し、撮影者は傍聴席に戻ること。」は、平成29年12月定例会から実施し、傍聴においても貸し出し用の三脚を用意することとなったものでございます。

続いて、「ii 意見の一致に至らなかった項目」でございますが、「1 議員報酬等について」の「(3) 政務活動費の実費請求方式の導入」から「5 その他」の「(2) 意見書等の議員提出議案の提出期限を、請願の提出期限と同様とする。」までの11項目が意見の一致に至らなかった項目でございます。

最後に、6ページに参りまして、小文字のローマ数字のiii、「取り下げとなった項目」につきましては、「1 議員報酬等について」の「(1) 懲罰における出席停止の上限日数の見直しと報酬の日割減額」から「5 その他」の「(12) 川口市議会派規程の改正について」までの10項目が意見の一致に至らなかった項目でございます。

次に、7ページから9ページには、ローマ数字のIV、「検討経過」として、小文字のローマ数字のi「開催状況」を、10ページから14ページは、小文字のローマ数字のiiとして、「主な意見」を記載しております。

15ページには、ローマ数字のVとして、今回の議会改革推進委員会のまとめとして「むすびに」を記載いたしました。

最後に、検討項目等提案一覧と委員名簿を添付しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

前原委員長

ただいま報告のありました件につきましては、次回の議会改革推進委員会の協議結果を加え報告書として取りまとめ、2月に開催が予定されている議会運営委員会に報告をして参りたいと考えております。それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見等がありましたらお願いいたします。

■

概ね異議はないが、持ち帰り、検討する。

■

白  
前原委員長

■

■

公明  
前原委員長

持ち帰り、検討する。

■

共産  
前原委員長

持ち帰り、検討する。

■

新同  
前原委員長

持ち帰り、検討する。

この件につきましては、次回、協議するという事でよろしいでしょうか。

— 異議なし —

前原委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、次回の協議の進め方ですが、大きな2「(9) 一般質問における質問者の人数配分について」及び大きな5「(16) インターネット議会中継への手話通訳導入について」並びに「検討結果報告(案)を協議することとなりますが、本委員会にありましては、次回をもって協議事項を全て終了し、併せて、検討結果報告をまとめたいと考えております。

なお、協議が進まなかった案件につきましても、意見の一致に至らずと報告したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、次回の日程につきましては、平成31年1月28日(月)、午前10時から第1委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

以上で、本日本日予定いたしました協議事項は、終了いたしました。

これもちまして、第15回「議会改革推進委員会」を閉会いたします。

---

今日は、たいへんご苦労さまでした。

閉 会 午後 2時43分